「クレディアグリコル　コーポレ　フランス共和国　パリ市　ケイ　ドゥ　プレジダン　ポール　を　ート　アンド　インベストメン　メラデファンス　九　トバンク
デュ　「ステート　ストリート　カスト　アイルランド　ダブリン市　インターナショナル　フィ　に、ディアル　サービシーズ（アイ　サービス　センター　ギルド　ストリート　ギルド　」　ルランド）リミテッド
ナンシャル　「ステート　ストリート　カスト　アイルランド　ダブリン市　サー　ジョン　ロジ　ハウス　」　を　ディアル　サービシーズ（アイ　イ　七十八　ルランド）リミテッド
ャーソンズ　クェ　に、「イクレア　バンカ　エスピーエ　イタリア共和国　ローマ市　ヴィア　トリ　イ
ノ　百四十六　」　を「イクレア　バンカ　エスピーエ　イタリア共和国　ローマ市　ヴィア　イ　四十七
ルクレジア　ロマーナ　四十　」に、「ユービーエス　リミテッド　英国　ロンドン市　リバプール　ストリート　百　」を「ユービーエス　リミテッド　英国　ロンドン市　フィンズバリー　アベニュー　一　」に、「ステート　ストリート　トラス　英国　エジンバラ市　ロシアン　ロード　五十　ティーズ　リミテッド
ン市　チャーチル　プレイス　二十　」を「ステート　ストリート　トラス　英国　ロンド
「エイチエスビーシー　インステ　アイルラ
ンド　ダブリン市　ハーコート　ストリート　ハーコート　ィテューショナル　トラスト　センタ
エイチエスビーシー　ハウス　を　サービシーズ（アイルランド　ド
「エイチエスビーシー　インステ　アイルラ
イルランド　ダブリン市　グランド　カナル　ハーバー　グラン　」　ィテューショナル　トラスト
カナル　スクェアー　一　」に、「ノーザン　トラスト　フィデ　サービシーズ（アイルランド）リミテッド
ユ　アイルランド　ダブリン市　タウンゼント　ストリート　四十三　「ノーザン　トラスト　フィデ
（ジョージズ　キー　ハウス　」を　ーシャリー　サービシ
フィデュ　アイルランド　ダブリン市　タウンゼント　ストリート　五十四―　ーズ（アイルランド）リミ
テッド　（六十二　ジョージズ　コート　に、「ソシエテ　ジェ
ネラル　セキュ　イタリア共和国　トリノ市　ヴィア　アラッシオ　十一　シー　ネラル　セキュ　イタリア共和国　ミラノ市　ヴィア　ベニグノ　クレスピ　十九　」　リティーズ　サ
ビシズ　エス　を　ービシズ　エス　エー　エムエーシー　二　に、「ユ
「ソシエテ　ジェネラル　セキュ　イタリア共和国　ミラノ市　ヴィア　ベニグノ　クレスピ　十九　ーエー
リティーズ　サービシズ　エス　エー　エムエーシー　二　に、「ユービーエス　（ルクセンブル　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　グラン　リュー　三十　」
・ピー・エー　エーエー　（ルクセンブル　六―三十八　」
を「ユービーエス　（ルクセンブル　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　アヴェニュー　ジ
（グ）エスエー　・エフ　ケネディ　三十三エイ　ェイ　」に、「エスアイエックス　エスアイエ　スイス連邦　オルテン市　バズラーストラッセ　百
」を「シックス　エスアイエス　アー　スイス連邦　オルテン市　バズラーストラッセ　百
ゲー　」に改める。

○総務省告示第二百七十四号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十二年度地方債充当率を公表する件（平成二十二年総務省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十三日

総務大臣　原口　一博

「

貸付金（チッソ分）	「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成12年2月8日閣議了解）に基づく貸付金

」

一般公共事業以外の事業別掲の表中

「

貸付金（チッソ分）	「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成12年2月8日閣議了解）に基づく貸付金
出資金（チッソ分）	「地域再生・振興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置」（平成22年4月16日閣議了解）に基づく出資金

」

に改める。

「

貸付金（チッソ分）	「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成12年2月8日閣議了解）に基づく貸付金

」

を

「

出資金（チッソ分）	「地域再生・振興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置」（平成22年4月16日閣議了解）に基づく出資金

」

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第三百七十五号

東京都世田谷区役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年八月二十三日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば世田谷区役所又は東京法務局に照会すること。

平成二十二年七月二十三日

法務大臣　千葉　景子

東京都世田谷区経堂町二百四十三番地

松村　肇

○法務省告示第三百七十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年七月二十三日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ポール・アンドリュー・ベンジャミン

生年月日　千九百七十四年五月二十九日

国　籍　連合王国

○法務省告示第三百七十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年七月二十三日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　**張**　玉人

生年月日　千九百五十七年二月六日

国　籍　中華人民共和国

○法務省告示第三百七十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年七月二十三日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　キャロル・クリスチャン・ジェイコブソン

生年月日　千九百五十年十二月十二日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第三百七十九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年七月二十三日

法務大臣　千葉　景子